

3 号 物 件

令和 7 年度国有林林道施設点検業務その 2

紙入札参加届

1 発注物件（業務）名

2 電子調達システムでの参加ができない理由（いずれかに○印を付す）

ア 電子調達システム申請したが、審査手続中であり承認が入札日に間に合わないため。
（申請日：令和 年 月 日）

イ 電子調達システムの利用に必要な機材の調達が入札日まで間に合わないため。
（調達予定日：令和 年 月 日）

ウ その他（具体的に記載）

上記のとおり、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札で参加を致します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

様式第5号（第4条）

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長
関口 高士 殿

（入札者）
住 所
商号又は名称
代表者氏名
（代理人）
氏 名

¥

ただし、第3号物件 令和7年度 国有林林道施設点検業務その2 の代金

内訳は別紙単価内訳書のとおり

上記のとおり、入札公告、入札心得、仕様書及び契約条項を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名 令和 7 年度 国有林林道施設点検業務その 2
- 3 委任事項 (1) 入札に関する一切の件
 (2) 契約の履行に関する件
 (3) 代金の請求及び受領に関する件
 (4) その他上記各号に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長
関口 高士 殿

(案)
業務契約書

支出負担行為担当官 北海道森林管理局長 関口 高士(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、令和 7 年度国有林林道施設点検業務その 2(以下「業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

契約条項

(実施する業務)

第 1 条 発注者は、次の業務の実施を受注者と契約し、受注者は、その成果を発注者に報告するものとする。

(1)業務名 令和 7 年度国有林林道施設点検業務その 2

(2)業務の内容等

令和 7 年度国有林林道施設点検業務その 2 仕様書(以下「仕様書」という。)及び令和 7 年度国有林林道施設点検業務その 2 内訳書(以下「内訳書」という。)のとおり。

(3)履行期間

契約日の翌日から令和 7 年 12 月 26 日まで

(業務の遂行)

第 2 条 乙は、契約した業務を仕様書および内訳書に記載された内容に従って実施しなければならない。当該内容を変更したときも同様とする。

(契約金額)

第 3 条 甲は、業務に要する費用として、金 円(うち消費税及び地方消費税 額金 円)を支払うものとする。乙は、契約した金額を内訳書に記載された以外に使用してはならない。

2 当該内容を変更するときは、第 11 条の定めによる。

(契約保証金)

第 4 条 会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 29 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 3 号の規定により免除する。

(再委託の制限)

第 5 条 乙は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。

3 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。

- 4 再委託する業務が業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が第3条に規定する金額の限度額 50 パーセント以下であり、かつ、100 万円以下である場合には、軽微な再委託として前各号の規定は適用しない。

(業務計画書の提出)

第6条 乙は、この契約締結後 14 日以内に仕様書及び内訳書に基づいて、業務計画書を甲に提出しなければならない。

(完了報告)

第7条 乙は、業務が終了したとき(事業を中止し、又は廃止した時を含む。)は、業務の成果を記載した完了報告書及び関係付属書類を甲に提出するものとする。

(検査)

第8条 甲は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを関係書類又は実地により検査を行うものとする。

第9条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該業務が契約の内容に適合すると認めたときは、乙に対して通知するものとする。

(契約金額の支払)

第10条 甲は、前条の規定により、乙からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払を行うものとする。

2 甲は、乙の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、部分払をすることができるものとする。

3 乙は、前項の部分払を請求するときは、部分払請求書を甲に提出するものとする。

4 甲の責めに帰すべき事由により、第1項(第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(前金払)

第11条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 3 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 4 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第37条の規定による支払いをしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、乙は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、乙は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第12条 乙は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
 - 3 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第13条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(業務の中止等)

- 第14条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、業務中止(廃止)申請書を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第8条から第10条の規定に準じ精算するものとする。

(業務の変更)

- 第15条 甲は、前条に規定する場合を除き、仕様書及び内訳書に記載された業務の内容を変更することができる。
- 2 前項の場合に、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して契約の変更を行うものとする。

3 第1項の場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償するものとし、賠償額については、甲乙協議して定めるものとする。

(契約の解除等)

第16条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

第17条 次の各号いずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(1) 前条の規定により契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(業務内容の調査)

第18条 甲は、必要に応じ、乙に対し、事業の実施状況、経費の使途その他の必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第19条 乙は、前項の帳簿及びその支出の内容を証する証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(秘密の保持等)

第20条 乙は、この業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す

る法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 22 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団排除に関する特約条項)

第 23 条 別紙 1 のとおり

(疑義の解決)

第 24 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の証として本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

(甲) 北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70 番

支出負担行為担当官

北海道森林管理局長 関口 高士

(乙)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

令和7年度国有林林道施設点検業務その2仕様書

1. 一般事項

本業務は、林道を構成する路体(橋梁・擁壁等の構造物を含む)、排水施設、法面、標識類等について総合的に調査・点検を行い、その結果の取りまとめ及び林道交通安全の観点から必要な措置について報告・提案することを目的とする。

調査・点検は目視以外に、構造物等の異常、破損等状況の有無を把握するために、必要に応じて点検ハンマー、ノギス、スランートルール、リボンロッド、ポール等の点検器具を使用するなどし、結果をより具体的に取りまとめられるようにすること。

点検した箇所は、多方向から写真撮影するものとし、必要によりテープ表示したり、拡大した詳細写真を添付するなど分かりやすいものとする。

調査・点検した内容は、「林道等点検野帳(様式3)」、「橋梁点検調査表(様式4)」及び「溝渠点検調査表(様式5)」に取りまとめ、調査・点検した結果を技術的に分析し、当面必要な対策及び中長期的な対策について報告・提案を行うこと。

施設点検を実施する路線は、「施設点検路線一覧」によるものとする。

現地の調査・点検を実施する前には、森林管理(支)署と十分打合せを行うものとし、特に点検路線における起・終点の位置、点検する橋梁の因子(橋梁名、橋長、上部構造の種類、下部構造の種類、桁下高など)について、森林管理(支)署が「位置図」、「林道台帳」及び「橋梁整理簿」の写しなどを提供するので、点検箇所や報告書の記載に誤りがないようにすること。「林道台帳」及び「橋梁整理簿」は使用後返却すること。

2. 点検調査内容等

(1) 路面・路側・路体の状況

降雨、融雪及び浸透水等により、陥没、流出、崩壊や風倒木等の発生している箇所がないか。また、発生する恐れがないか調査する。

(2) 法面の浮石、崩壊等の状況

降雨、融雪及び浸透水等により、崩壊等が発生している箇所がないか。また、発生する恐れがないか調査する。

(3) 橋梁のコンクリートや鋼材の劣化状況

橋台等にクラック、劣化、破損等の発生箇所はないか。また、発生する恐れがないか調査する。

(4) 擁壁の安定状況等及び法面保護工(落石防止網等)機能の発現等の状況

亀裂、劣化、転倒、網の損傷等の発生箇所がないか。また、発生する恐れがないか調査する。

(5) 溝渠・暗渠の管及び呑口、吐口の状況

流下した土砂、立木、枝条等により閉塞及び損傷の発生箇所はないか。また、発生する恐れがないか調査する。

(6) 安全施設、安全標識の設置等の状況

視界不良の原因となる草本類、カーブミラーの損傷や傾きなどの箇所はないか。また、発生する恐れがないか調査する。併せて視界確保及び安全走行上必要な施設を調査する。

3. 調査結果について

「業務実施結果報告書(様式1)」、「業務日誌(様式2)」、「林道点検野帳(様式3)」、「橋梁点検調査表(様式4)」、「溝渠点検調査表(様式5)」、「現況写真(様式6)」を、各森林管理(支)署1部、森林管理局1部を提出すること。

令和7年度国有林林道施設点検業務その2 内訳書

令和7年度国有林林道施設点検業務その2

区分	工 種	種 別	数量	単位	単価	金 額	摘 要	備 考
直接 人 件 費	一般事項	各署等打合等	2	回			着手打合せ及び報告打合せ。(各森林管理署)	単－1
	施設点検	林道施設点検	1	式			令和7年度国有林林道施設点検業務その2路線一覧	単－2
		報告書作成	1	式			仕様書のとおり	単－2
	計							
直接 経 費 ・ 旅 費	一般事項	各署等打合等	2	回			着手打合せ及び報告打合せ。(各森林管理署)	単－1
	施設点検	林道施設点検	1	式			令和7年度国有林林道施設点検業務その2路線一覧	単－2
	計							
直接 経 費 ・ 資 材 等		各署等打合燃料費等	2	回			車両燃料費等	単－1
	施設点検	報告書作成	1	式			仕様書のとおり	単－2
		調査器材	1	式			施設点検直接人件費5%	
		施設点検燃料費等	1	式			車両燃料費等	単－2
	計							
諸 経 費	諸経費	諸経費	1	式			諸経費＝変数値(371.23)×直接人件費 [^] -0.107	
		計						
業務費合計								
消 費 税	消費税	消費税	10	%				
		合計						
総 計								

単価1

一般的事項

- ①契約に関する局との打合せは随時行うこととする。打合せに関する経費は諸経費に含まれるものとする。
②各署との打合せは、業務着手時と業務終了後報告の2回とする。

地区名	工程	距離(km)	ライトバン 経費	高速料金 (円)	合計	日数	宿泊	区分	摘要	人件費	旅費	
											宿泊	宿泊手当
札幌地区	札幌→石狩→空知→札幌	104				1	0	主任指導員	1			
	札幌→胆振東部→日高南部→日高北部→札幌	439				2	1	指導員	1			
	計	543				3	1	計				
旭川地区	札幌→留南→留北→宗谷→上北→北空→上中→上南→札幌	801				4	3	主任指導員	1			
								指導員	1			
	計	801				4	3	計				
函館地区	札幌→後志→渡島→檜山→札幌	565				2	1	主任指導員	1			
								指導員	1			
	計	565				2	1	計				

交通費

人件費

宿泊

宿泊手当

旅費合計

単価2

施設点検

局の合計

区分	人件費	旅費		計	運転経費等	合計
	人件費	宿泊	宿泊手当			
札幌						
旭川						
函館						
計						

旅費
 調査機材 人件費の5%

施設点検報告書作成

- ①報告書作成は地区単位×3日。
 ②報告書作成統括は主任指導員で9日(各地区3日)を見込む。

区分	摘要(人工数)	人件費	人件費の5%
		人件費	
主任指導員	9		
指導員	9		
助手	9		
計			

単価2(札幌)

施設点検

- ①施設点検の拠点とは札幌とする。(拠点から地区を巡回し拠点に戻る)
 ②複数週に及ぶが休日等で拠点に戻る経費は諸経費に含まれる。

	距離(km)	ライトバン 経費	高速料金 (円)	合計	拠点から 施設点検	日数	宿泊	区分	摘要	人件費	旅費	
										人件費	宿泊	宿泊手当
札幌→拠点	0				0	0	0	指導員	17			
拠点→施設点検	690				17	17	16	助手	17			
拠点→札幌	0					0	0					
計	690				17	17	16	計				

施設点検距離一覧表k(m)

	点検延長	林道間移動	合計
石狩	47.8	242.4	290.2
空知	29.6	52.1	81.7
胆振東部	52.8	28.3	81.1
日高北部	43.4	95.4	138.8
日高南部	16.8	81.7	98.5
札幌地区計	190.4	499.9	690.3

単価2(旭川)

施設点検

- ①施設点検の拠点は旭川とする。(拠点から地区を巡回し拠点に戻る)
 ②複数週に及ぶが休日等で拠点に戻る経費は諸経費に含まれる。

	距離(km)	ライトバン 経費	高速料金 (円)	合計	拠点から 施設点検	日数	宿泊	区分	摘要	人件費	旅費	
										人件費	宿泊	宿泊手当
札幌→拠点	146					1	1	指導員	28			
拠点→施設点検	1,249				26	26	25	助手	28			
拠点→札幌	146					1	0					
計	1,541				26	28	26	計				

施設点検距離一覧表(km)

	点検延長	林道間移動	合計
留萌北部	7.4	112.1	119.5
留萌南部	2.6	149.9	152.5
上川北部	43.7	347.7	391.4
宗谷	49.1	175.1	224.2
上川中部	43.5	71.0	114.5
上川南部	14.7	50.2	64.9
北空知支	32.4	149.7	182.1
旭川地区計	193.4	1,055.7	1,249.1

単価2(函館)

施設点検

- ①施設点検の拠点とは函館とする。(拠点から地区を巡回し拠点に戻る)
 ②複数週に及ぶが休日等で拠点に戻る経費は諸経費に含まれる。

	距離(km)	ライトバン 経費	高速料金 (円)	合計	拠点から 施設点検	日数	宿泊	区分	摘要	人件費	旅費	
										人件費	宿泊	宿泊手当
札幌→拠点	313					1	1	指導員	18			
拠点→施設点検	638				16	16	15	助手	18			
拠点→札幌	313					1	0					
計	1,264				16	18	16	計				

施設点検距離一覧表(km)

	点検延長	林道間移動	合計
後志	44.3	162.3	206.6
檜山	42.3	102.9	145.2
渡島	30.2	256.4	286.6
函館地区計	116.8	521.6	638.4

施設点検路線一覧

札幌地区	38 路線	190.4 km
旭川地区	66 路線	193.4 km
函館地区	27 路線	116.8 km
合 計	131 路線	500.6 km

林道施設点検表

事務所等	森林管理 署等	市町村	路線名	点検路線 延長 (km)	点検施設内訳		次林道 距離 (km)
					橋梁 (箇所数)	安全施設等 (有無)	
北海道森林管理局（札幌）	石狩						35.9
		札幌市	さっぽろ滝の沢林道	2.7	3	×	11.7
		札幌市	白井川林道白井川右股線	1.5	2	×	35.7
		札幌市	空沼岳林道	3.4	2	×	51.2
		恵庭市	金山林道	3.8	1	×	0.0
		恵庭市	ラルマナイ林道	2.8	2	×	6.6
		恵庭市	下金山林道	0.1	1	×	17.3
		恵庭市	一安林道	1.0	1	×	1.6
		恵庭市	一安第一林道	1.0	1	×	4.0
		恵庭市	千歳林道	28.7	14	×	0.0
		千歳市	紋別林道水明線	2.3	4	×	15.7
		千歳市	厚平内林道	0.5	1	×	62.7
	計		11	47.8	32	11	242.4
	空知						8.6
		岩見沢市・三笠市	野々沢	5.0		○	0.0
		三笠市	野々沢支線	2.5		○	0.6
		岩見沢	二の沢	3.2		○	1.0
		三笠市	夕張越	4.2	1	○	31.6
		三笠市	奥股沢	5.8	2	○	2.1
		三笠市	右夕張越	1.6		○	1.6
		三笠市	奥幾春別	3.8	1	○	5.6
		三笠市	ホロモイ	3.6		○	1.0
	計		8	29.6	4	8	52.1
	胆振東部						13.6
		苫小牧市・白老町	社台横断林道	17.9	6	×	0.0
		苫小牧市	樽前支線林道	2.0		×	0.0
		苫小牧市	樽前林道焼山線	4.8		×	0.1
		苫小牧市	樽前峰林道	3.5		×	2.4
		苫小牧市	西樽前林道	16.8	3	×	2.0
		苫小牧市	西樽前支線林道	1.2		×	4.8
		白老町	別々支線林道	3.1		×	3.7
		白老町	西別々川林道	3.5		×	1.7
	計		8	52.8	9	8	28.3
	日高北部						2.7
		日高町	ホロナイ林道	15.0	5	○	0.0
		日高町	沙流川左岸林道	2.0		○	0.0
		日高町	チロ口越林道	2.9		○	0.0
		平取町	池売林道	7.3		○	0.0
		平取町	桂峠林道	2.6		○	34.3
		平取町	長知内林道	3.1	1	○	6.8
		日高町門別	三和林道	3.0	2	○	19.3
		日高町門別	三和左股林道	1.0	1	○	32.3
		日高町門別	カンバベツ林道	6.5		○	0.0
	計		9	43.4	9	9	95.4
	日高南部						51.1
		新ひだか町	東の沢林道東の沢線	14.4	4	○	0.0
		新ひだか町	左股林道ポヨップ線	2.4	2	○	30.6
	計		2	16.8	6	2	81.7
札幌地区計			38	190.4	60	38	499.9

林道施設点検表

事務所等	森林管理 署等	市町村	路線名	点検路線 延長 (km)	点検施設内訳		次林道 距離 (km)
					橋梁 (箇所数)	安全施設等 (有無)	
北海道森林管理局（旭川）	留萌北部						31.6
		遠別町	歌越林道	1.7	1	○	0.0
		初山別村	初山別九線林道	1.4	1	○	47.0
		羽幌町	築別本流林道	4.3	1	○	33.5
	計		3	7.4	3	3	112.1
	留萌南部						18.7
		留萌市	藤山6号林道	0.1	1	×	0.0
		小平町	幌沖内林道	0.7	1	×	34.4
		小平町	幌沖内左股林道	0.1	1	×	0.0
		小平町	石炭内林道	1.3	1	×	19.7
		小平町	熊見沢林道	0.3	1	×	2.1
		苫前町	立石林道	0.1	1	×	75.0
	計		6	2.6	6	6	149.9
	上川北部						114.1
		中川町	バナクチャ	5.0	1	○	0.0
		中川町	末広沢	0.9	1	○	1.0
		中川町	布袋沢	1.8	1	○	11.3
		中川町	冷水沢	2.5	1	○	0.0
		中川町	一番沢	2.8	1	○	1.6
		中川町	茶古志内	5.3	1	○	3.0
		中川町	又木の沢	4.5	1	○	0.0
		中川町	安川第2支流	1.1		○	25.6
		中川町	1076・1078林班	2.1		○	6.2
		中川町	古市	1.7		○	11.2
		中川町	オチタウナイ	1.8		○	5.4
		中川町	チエンナイ	0.6		○	1.4
		中川町	国境	4.1	1	○	17.5
		士別市	登和里4号	1.9		○	140.2
		士別市	板東沢	2.3		○	0.3
		士別市	日暮山	3.8	2	○	8.9
		士別市	日暮右股	1.5	1	○	0.0
	計		17	43.7	11	17	347.7

林道施設点検表

事務所等	森林管理 署等	市町村	路線名	点検路線 延長 (km)	点検施設内訳		次林道 距離 (km)
					橋梁 (箇所数)	安全施設等 (有無)	
北海道森林管理局（旭川）	宗谷						17.5
		稚内市	クトネベツ林道	9.6		×	0.0
		稚内市	上増幌林道	6.7		×	37.5
		稚内市	10林班林道	1.0		×	4.0
		稚内市	曲淵小屋の沢林道	2.8		×	6.9
		稚内市	曲淵右支線林道	4.0		×	10.7
		稚内市	豊別6の沢林道	1.4		×	12.4
		豊富町	熊の沢林道	2.4		×	27.5
		豊富町	雁皮林道	1.8		×	2.3
		豊富町	小屋の沢林道	8.4		×	11.6
		豊富町	目梨沢林道	2.0		×	10.1
		豊富町	豊幌本流林道	2.5		×	4.9
		豊富町	豊日暮林道	2.4		×	11.9
		豊富町	幌尻三ノ沢林道	0.9	1	×	14.0
		豊富町	ヤブの沢林道	1.8	1	×	1.4
		豊富町	125ノ沢林道	0.4	1	×	1.7
		豊富町	幌尻一の沢林道	1.0	1	×	0.7
		計	16	49.1	4	16	175.1
	上川中部						6.7
		旭川市	伊野沢林道	6.4	4	×	0.0
		旭川市	雨紛林道	8.1	3	×	3.9
		旭川市	石灰沢	3.3	1	×	6.8
		旭川市	雨紛越	3.8	1	×	6.6
		旭川市	盤水沢	7.2	1	×	26.6
		旭川市	春志内	9.4	5	×	8.4
		旭川市	西丘	5.3		×	12.0
	計	7	43.5	15	7		71.0
	上川南部						11.2
		南富良野町	原石の沢林道	3.6	1	×	0.0
		南富良野町	ペンケ林道(右側)	3.0		×	3.6
		南富良野町	ペンケ林道(左側)	1.9		×	0.0
		占冠村	ポントマム林道	6.2	6	×	35.4
	計	4	14.7	7	4		50.2
	北空知支						29.1
		深川市	上幌内林道	2.2		○	0.0
		深川市	上幌内右支線林道	0.9		×	0.0
		深川市	ヤマベの沢支線林道	0.4		×	2.1
		深川市	幌内沢林道	6.4	1	○	20.8
		深川市	奥幌内林道	2.0	1	×	0.0
		深川市	内大部林道	0.9		×	22.1
		雨竜町	雨竜沢林道	2.5		○	43.1
		雨竜町	鴨居沢林道	2.2		×	8.7
		北竜町	共竜林道	2.4		○	8.8
		北竜町	修理沢林道	3.4		○	2.6
		北竜町	石油沢林道	3.1	2	○	3.7
		北竜町	石油沢支線林道	2.0		○	0.0
		北竜町	暑寒別林道	4.0		×	8.7
	計	13	32.4	4	13		149.7

林 道 施 設 点 検 表

事務所等	森林管理 署等	市町村	路 線 名	点検路線 延長 (km)	点検施設内訳		次林道 距離 (km)
					橋梁 (箇所数)	安全施設等 (有無)	
旭川地区計			66	193.4	50	66	1,055.7

林道施設点検表

事務所等	森林管理 署等	市町村	路線名	点検路線 延長 (km)	点検施設内訳		次林道 距離 (km)
					橋梁 (箇所数)	安全施設等 (有無)	
北海道森林管理局（函館）	後志						29.2
		共和町	発足林道	2.0		×	0.0
		共和町	発足ヤチナイ線林道	5.4		×	0.1
		喜茂別町	青い川林道	6.4		○	55.2
		伊達市	御園林道	7.7	1	○	27.9
		伊達市	我妻の沢林道	4.4		×	2.1
		壮瞥町	白水川林道	10.5		×	25.3
		壮瞥町	昭園白水川線林道	5.2		×	6.0
		壮瞥町	喜門別パンケ線林道	2.6		×	16.5
	計		8	44.3	1	8	162.3
	檜山						31.7
		北斗市	大野中二林道第一支線	1.7	1	○	0.0
		北斗市	大野下二股林道	2.2	1	×	4.1
		北斗市	上河汲沢林道	4.2	1	×	9.9
		北斗市	戸切地中山線林道	6.8	3	○	19.3
		北斗市	〃 ガロー沢支線	1.8		×	0.0
		北斗市	〃 台木の沢カラ沢支線	0.2	1	×	0.0
		北斗市	〃 アメマスの沢支線	0.4	1	×	0.0
		北斗市	中野湯の沢線林道	4.5	1	○	33.9
		北斗市	東岐林道	6.1	5	○	4.0
		北斗市	〃 桧木沢支線	0.6	1	×	0.0
		北斗市	板小屋林道	8.8		○	0.0
		北斗市	〃 カラ沢支線	1.8		×	0.0
		北斗市	〃 カノコ沢支線	3.2		○	0.0
	計		13	42.3	15	13	102.9
	渡島						43.4
		長万部町	チブタウシナイ林道	4.8	1	○	0.0
		せたな町	小川南部沢線林道笹口の沢支線細沢分線	3.7	3	○	79.3
		せたな町	金ヶ沢林道	6.7	5	○	14.7
		せたな町	丸山林道	3.7	3	○	0.1
		八雲町	冷水林道	4.1	2	○	35.8
		森町	鳥崎林道	7.2	5	○	83.1
	計		6	30.2	19	6	256.4
函館地区計			27	116.8	35	27	521.6

業務実施結果報告書

令和 年 月 日

森林管理(支)署長 殿

(住所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

業務名：

上記業務に係る貴署管内の業務について、下記のとおり実施しましたので報告します。
記

- 1 実施期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 2 実施内容 別添資料のとおり

※その他必要事項及び特記事項を記載のこと。

	実施結果確認欄
確認月日	
確認者	
特筆事項	

- ※①実施結果確認は、森林管理（支）署の林道事業担当者が行う。
- ※②実施結果確認は、森林管理（支）署に実施結果報告を行った際に行うこと。
- ※③森林管理（支）署への提出は1部とし、確認を受けた表紙の写しを局報告書に添付すること。

様式 2

業 務 日 誌

No.

調査・点検者	
--------	--

月 日	天候	森林管理署（支）名	路線名	作業時間帯	業 務 内 容	備 考

様式 3

林道等点検野帳

[illegible]

(注) 点検項目は、路体、路側、法面、排水施設、橋梁、防護施設、安全施設、標識類、その他の状況

(参考記載例)

様式 3

林道等点検野帳

			調査番号	
森林管理署名	〇〇森林管理署	調査年月日	令和〇年〇月〇日	
林 道 名	〇〇林道	延長（うち併用）	2, 500m（0m）	
接 続 道 路	国道、県道、〇市町村道、林道 ～ 国道、県道、市町村道、〇林道			
通行管理の状況	門扉、チェーン、ロープ、〇開放	施錠の有無	有り、〇無し	
通行規制表示の有無（看板等の有無）		有り、〇無し		
林道の現況（異常箇所の位置及び状況）				
位置 (km)	点検項目	施設の状況 又は点検・診断の時期	対策内容、実施時期及び概算の対策費用	
0. 3	法面	崩土あり（通行に支障なし）	崩土除去（〇〇千円）	
0. 5	安全施設	カーブミラー損傷	ミラー取り換え（〇〇千円）	
0. 6	法面、標識	転石あり（通行に支障なし）	注意標識設置（〇〇千円）	
0. 8	〇〇1号橋	橋梁点検調査表 No.1 のとおり	橋面舗装の補修（〇〇〇千円）	
0. 9	排水施設	横断溝の蓋が不安定（通行に支障なし）		
1. 1	安全施設	カーブの見通し悪し	カーブミラー設置（〇〇千円）	
1. 3	路肩	路肩決壊 （L4.5m、H2.5m、D1.0m）	大型車要通行規制 盛土及びフタコブ設置（〇〇〇千円）	
1. 8	ボックスカルバート	溝渠点検調査表のとおり		
○ 林道交通安全に関する所見				
・ 林道施設については、1.3km 地点の路肩決壊の対策が必要である他は、通常の維持修繕により通行の安全を確保。また、大型車両の通行規制表示が必要。				
・ 安全施設については、カーブミラー、注意標識について計画的な整備が望ましい。				
・ また、1.0km 地点に、レク森があり一般車両の通行が多いことから、併用林道とすることが望ましい。				

(注) 点検項目は、路体、路側、法面、排水施設、橋梁、防護施設、安全施設、標識類、その他の状況

[illegible]

(コルゲートパイプ、ボックスカルバートほか)

様式 5

--	--

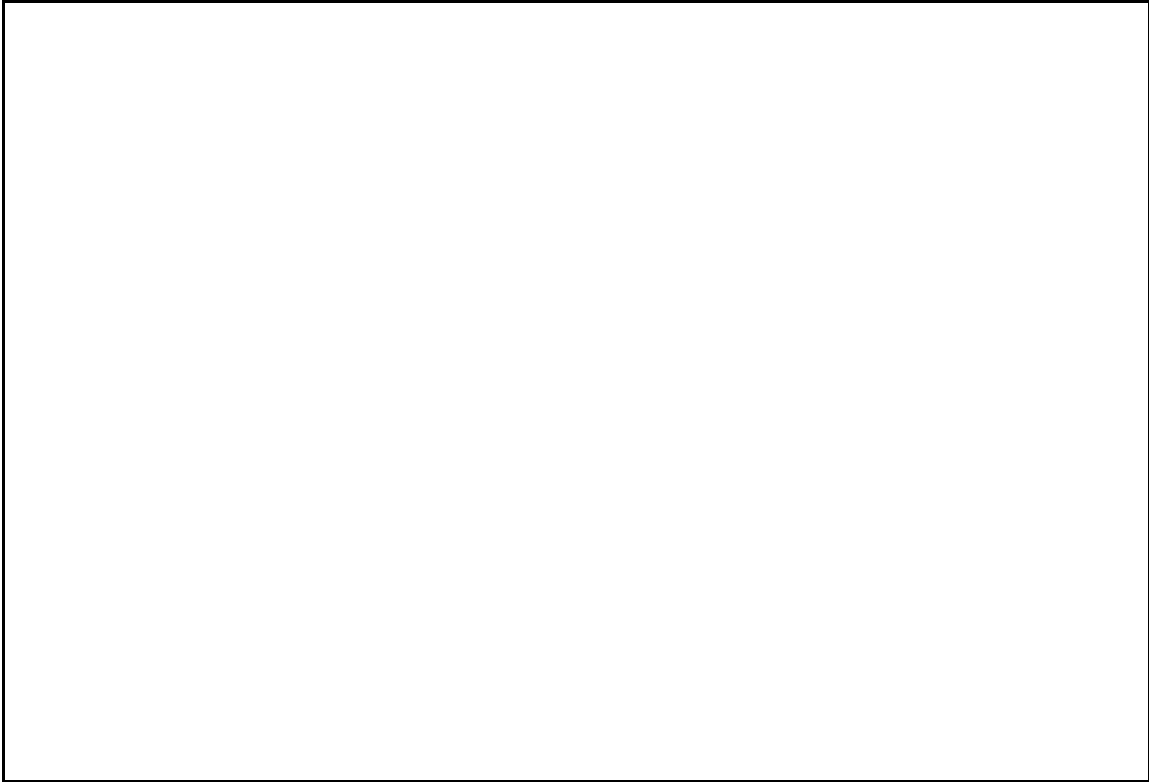
[illegible]

様式 6

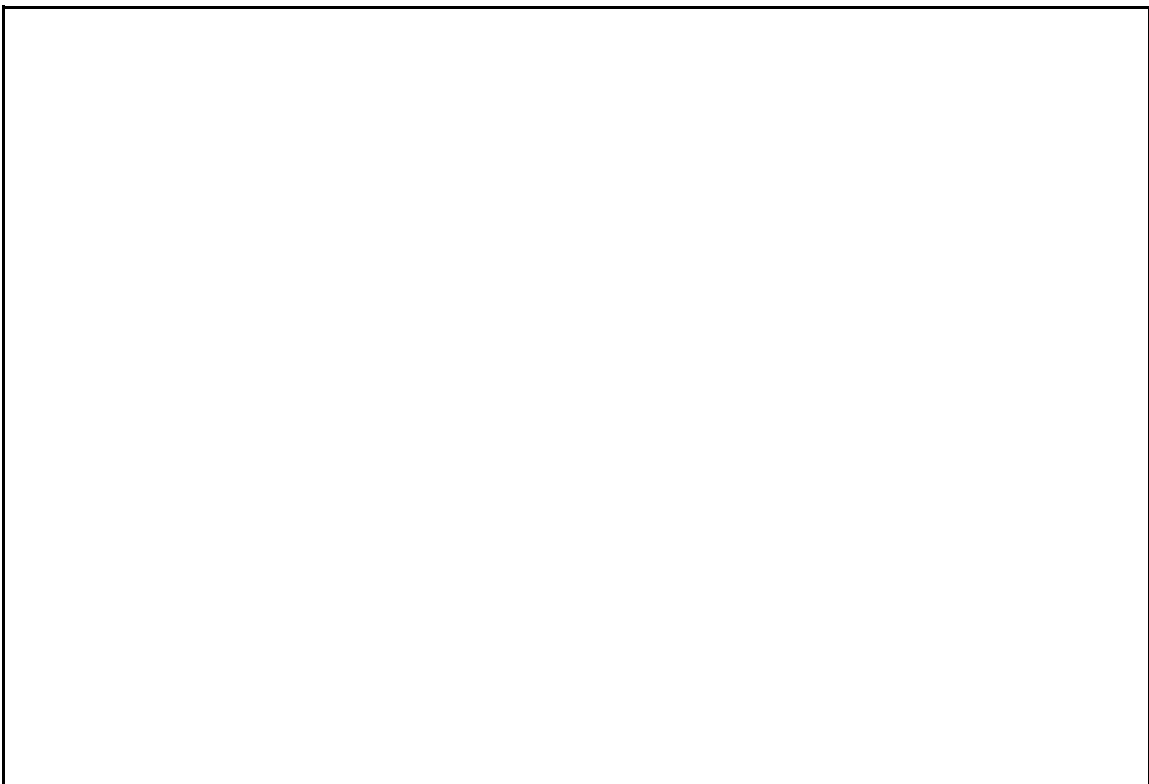
現況写真（参考作成例）

林道名	〇〇林道	位置（km）	〇. 〇km
-----	------	--------	--------

B P 側より



E P 側より



様式 6

現況写真（参考作成例）

林道名	〇〇林道	位置（km）	〇. 〇km
-----	------	--------	--------

コンクリート擁壁のクラック詳細

橋面舗装の亀裂詳細

業務計画書

業務名：

1 事業対象林道等
路線数
延長 k m

2 事業内容
事業実施方針及び実施項目等

3 事業実施期間
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

様式 8

中止（廃止）申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長

殿

住 所
氏 名

業務名：

令和 年 月 日 付契約の上記業務について、下記により中止したいので、契約書第14条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託事業中止の理由
- 2 中止しようとする以前の事業実施状況
 - (1) 事業について
 - (2) 経費について
 - (3) 経費支出状況
- 3 中止後の措置
 - (1) 事業について
 - (2) 経費について
 - (3) 経費支出予定明細

完了報告書

業務名：

令和 年 月 日付契約した上記業務は、令和 年 月 日に完了したから
報告します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 殿

住 所

氏 名

監督職員	令和 年 月 日
経 由	氏 名
記 事	